

事業系ごみの処理ガイドブック

～事業系ごみの適正処理方法～

1. 事業者の責務

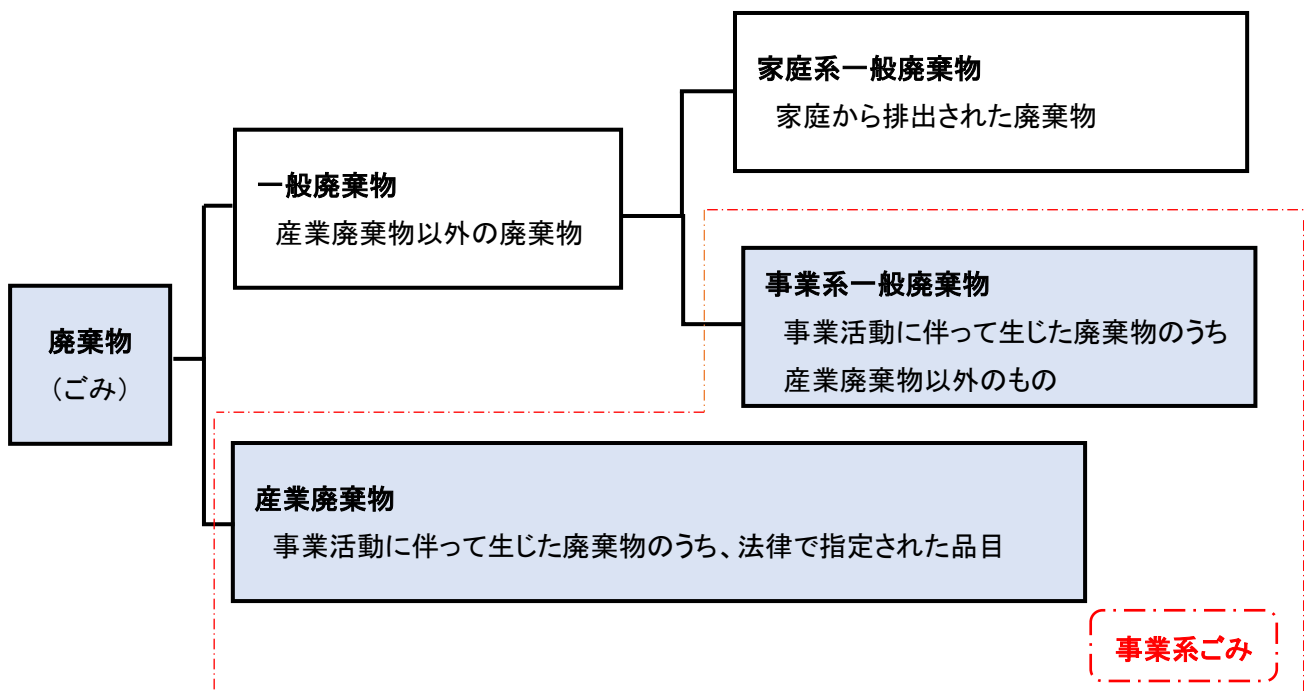
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、事業者には、次の責務があると規定されています。

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、スーパー、農畜産業など営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校、保育園などの公共サービスを営む者も含まれます。

2. 事業系ごみとは？

「事業系ごみ」とは、事業活動に伴って排出されるごみのことで、「産業廃棄物」と、それ以外の「事業系一般廃棄物」とに分けられます。



【産業廃棄物一覧表】

| | |
|------------------------------|---------------------------------|
| ① 燃え殻 | 電気事業者等から発生する石炭がら、灰かす |
| ② 汚泥 | 工場排水等の処理や各種製造業の製造工程において生じる泥状のもの |
| ③ 廃油 | 鉱物油性、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油など |
| ④ 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液 |
| ⑤ 廃アルカリ | 廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性の廃液 |
| ⑥ 廃プラスチック類 | 発砲スチロール、ポリ袋、容器包装材、タイヤなど |
| ⑦ 紙くず | 紙製造業、製本業、建設業などの特定の業種から排出されたもの |
| ⑧ 木くず | 木材製造業、建設業などの特定の業種から排出されたもの |
| ⑨ 繊維くず | 繊維工場、建設業などの特定の業種から排出されたもの |
| ⑩ 動植物性残さ | 食品製造業などで原料として使用していた動植物に係る不要物 |
| ⑪ 動物系固形不要物 | と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等による特定部位の残さ |
| ⑫ ゴム | 天然ゴムくず |
| ⑬ 金属くず | 鉄工または非鉄金属の研磨くず及び切削くず |
| ⑭ ガラスくず | ガラスくず、コンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず |
| ⑮ 鉱さい | 高炉、平炉、転炉等の残さいなど |
| ⑯ がれき類 | 工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片 |
| ⑰ 家畜ふん尿 | 畜産農業から出される牛・豚など家畜のふん尿 |
| ⑱ 家畜の死体 | 畜産農業から出される牛・豚など家畜の死体 |
| ⑲ ばいじん | 工場の排ガスを処理して集塵機に集められたもの |
| ⑳ 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの | |

3. 事業系ごみの処理方法

【事業系一般廃棄物の処理方法】

① ごみ処理施設(小山川クリーンセンター)へ直接搬入する場合

搬入日 月曜日～金曜日(年末年始を除く)

搬入時間 8:40～12:00 13:00～16:30

処理料金 200円/10kg

所在地 本庄市東五十子151-1

電話番号 0495-22-8200

注意事項 剪定枝、枝木類は、長さ1m、太さ直径25cm以下にしてください。

産業廃棄物は、搬入できません。

不明な点は、センターへ確認してから搬入してください。

② 神川町一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託する場合

町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。収集日や排出方法、料金などは、直接、各許可業者へお問合せください。なお、許可業者は、町ホームページで確認できます。

③ 児玉郡市共通の事業用認定袋に入れて地域のごみ収集所へ排出する場合

事業系一般廃棄物の処理は、上記①、②が原則ですが、以下の条件をすべて満たす場合に限り、地域

のごみ収集所へ出すことができます。

- ・事前に、収集所の**管理者(行政区)の承諾を得ること**。また、その**収集所の排出ルールに従うこと**。
- ・児玉郡市共通の**事業用認定袋**へ入れて出すこと。
- ・1収集日に**2袋**までとし、1袋の総重量が**8kg以下**であること。

※収集運搬・処分に関する例外「専ら物(もっぱらぶつ)」

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、法制定以前より資源回収業者によって回収されていた「専ら再生利用の目的となる廃棄物(専ら物)」について、再生利用を業として行う者は、処理業(収集運搬・処分業)の許可を不要としています。

「専ら物」とは、古紙、くず鉄(古銅等を含む金属くず)、あきびん類、古繊維の4品目とされ、収集運搬・処分業の許可を持っていない資源回収業者や古物商に処理を委託することができます。

【産業廃棄物の処理方法】

① 産業廃棄物を処理する場合

産業廃棄物処理業(収集・運搬、処理業)の許可業者に委託し、適正に処理してください。小山川クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設ですので、仮に家庭から出た「ごみ」と同一の物であっても、事業活動から生じた物は、受入れできません。また、産業廃棄物に関する許認可は、埼玉県が所管していますので詳細を知りたい場合は、埼玉県のホームページをご覧ください。埼玉県等にお問合せください。

【産業廃棄物の取扱いについて】

・埼玉県環境部産業廃棄物指導課 電話048-830-3135

【産業廃棄物処理業許可業者について】

・一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 電話048-711-1014

4. 事業系ごみの分別例

事業系ごみの中には、リサイクルできるものが含まれています。できる限りリサイクルして、ごみの減量化に努めてください。

| 事業系一般廃棄物 | | |
|----------|--|--|
| 品目 | 具体例 | 備考 |
| 古紙 | 新聞紙 雑誌 段ボール OA用紙 シュレッダー紙 紙パック 雑紙(包装紙、紙袋、紙箱) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">・建築工事等に係る紙くずや製紙、出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物です。</div> | ・リサイクルできない紙、汚れた紙は、小山川クリーンセンターで可燃ごみとして処理 ・各学校で実施する集団資源回収時にも排出できます |
| 生ごみ | 食品の食べ残し 売れ残り 調理残渣等 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">・食料品製造業、医薬品、香料製造業等から生じた食品の原料は、産業廃棄物です。</div> | ・食品関連事業者は食品リサイクル法で減量・リサイクルが義務付けられています ・リサイクルできない場合は小山川クリーンセンターで可燃ごみ |

事業系一般廃棄物

| 品 目 | 具 体 例 | 備 考 |
|----------------|--|--|
| 古布 | 作業服 制服 布きれ等 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・建設工事等に係る繊維くずや繊維工業等から生じた繊維くずは産業廃棄物です。 </div> | ・リサイクルできる古布は資源回収業者へ依頼 ・リサイクルできない場合は小山川クリーンセンターで可燃ごみ |
| 缶 びん ペットボトル | 飲料用の缶類・びん類・ペットボトル ※従業員が個人的に消費したものに限り | ・リサイクルできるものは資源回収業者へ依頼 |
| 可燃ごみ | プラスチック類 (弁当容器、カップ麺容器、菓子袋、レジ袋等) ※従業員が個人的に消費したものに限り | ・リサイクルできるものは資源回収業者へ依頼 |
| | 草木類 木くず (剪定枝、刈草、落ち葉、木製家具等) <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・建設工事等に係る木くず、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは産業廃棄物です。 </div> | ・小山川クリーンセンターへ枝木等を搬入する場合は直径25cm以下、長さ100cm以下にしてください。 |

産業廃棄物

| 品 目 | 具 体 例 | 備 考 |
|----------------|---|---|
| 廃油 | 食用油 エンジンオイル等 | ・リサイクルできる廃油は資源回収業者に処理を依頼してください。 |
| 廃プラスチック類 | 発砲スチロール PPバンド ラップ類 トレー ビニール袋 フィルム類 緩衝材類等 | ・家庭に配送される小包に使用されているプラスチック類と同じものでも、事業活動に伴って発生するものは産業廃棄物となります。 |
| 金属くず | 一斗缶 スプレー缶 刃物類 その他金属製品(事務机、ロッカー等) | |
| ガラスくず 陶磁器くず | コップなどのガラス類 蛍光灯 電球 茶碗 植木鉢等 | |
| 電池 | アルカリ電池 マンガン電池 バッテリー | |
| 家電4品目 | テレビ エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・家庭用で販売されているものは家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられています。 </div> | ・販売店に引き取りを依頼するか、指定取引場所へ自己搬入して処理してください。詳細は、(一社)家電リサイクル券センターのホームページをご覧ください。 |

| 産業廃棄物 | | |
|--------|---|---|
| 品目 | 具体例 | 備考 |
| パソコン | デスクトップパソコン本体 ノートパソコン CRTディスプレイ 液晶ディスプレイ等 ・資源有効利用促進法に基づきメーカーがリサイクルを行います。 | ・メーカー受付窓口へお問合せください。詳細は(一社)パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 |
| 小型家電 | カメラ 電話機 DVDプレーヤー 電卓 時計等の小型電子機器 ・小型家電リサイクル法により、認定事業者等に依頼してリサイクルに努めてください。 | ・認定事業者等に処理を依頼してください。詳細は環境省のホームページをご覧ください。 |
| 小型二次電池 | ニカド電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池等 ・資源有効利用促進法に基づきメーカーがリサイクルを行います。 | ・JBRCの拠点回収を利用してください。詳細は、(一社)JBRCのホームページをご覧ください。 |

事業系ごみQ&A

Q 許可業者や料金は、決まっているのですか？

A 一般廃棄物は、町の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者と委託契約を締結してください。産業廃棄物は、県の産業廃棄物収集運搬許可業者及び産業廃棄物処分業許可業者のそれぞれと委託契約を締結する必要があります。また、料金は、廃棄物の種類、収集量、収集の頻度により変わってきます。詳しくは、許可業者にご相談ください。

Q 事業系ごみと言っても、少量しか出ず、種類も一般家庭からでるごみと変わらないのですが？

A ごみの量や種類にかかわらず、事業活動に伴って排出されたごみは、事業系ごみです。量や種類にかかわらず適正に処理してください。

Q 自宅と店舗が同じ場合、ごみはどのように出したらいいですか？

A 自宅から日常生活で発生したごみは、家庭系ごみとして、店舗から事業活動に伴って発生したごみは、事業系ごみとして、それぞれ適正に処理してください。

【発行】

R3. 11

神川町大字植竹909

神川町役場 防災環境課 環境担当

電話 0495-77-2124 (直通)